



第三七回国労東京委員長杯争奪軟式野球大会の第一日目(一回戦・二回戦の九試合)が八月七日、品川区の大井スポーツセンターで開催された。

一〇時から開会式が行われ、常盤教宣部長の開会宣言、石上委員長の大会委員長あいさつ、前回優勝の新橋支部山田委員長からの優勝旗返還、審判団坂本審判長からの諸注意があり、最後に八王子Bチームの内藤栄三(豊田車セ分会)選手の力強い選手

宣誓が行われ、一日目の熱戦に入った。晴天の八月とあって、コンディション的にはきついものがあったが、比較的風が強くわずかながらも暑さが緩和できた。一回戦一時から第一試合では、開始前に石上委員長の始球式があり、予想を覆すストライク投球となり、球場を沸かせ、試合が始まった。八王子A(八王子地区協)対中央支部が行われ一六対二で八王子Aの圧勝。大井工場対新幹線地本では好ゲームが展開され、中山選手のホームランが効いて三対二で新幹線の逆転サヨナラ勝利。大宮B(電気連合)対神奈川B(横浜線連合)は接戦の末、八対七で神奈川Bの逃げ切り勝ち。

一二時四〇分からの第二試合では、八王子B(豊田車セ)対上野支部(施設連合)が行われ八王子Bが五対四で接戦を制した。神奈川A(中原電区)対新橋B(東京貨物タ)では強豪中原電区が三対二で貫録勝ち。

一四時半からは二回戦が行われ、八王子A対自動車支部の試合では、二九対〇で八王子Aの圧勝。神奈川B対新橋A(東京駅)ではホームランもあって一四対三で新橋A。八王子B対新幹線では、勢いに乗る八王子Bが一三対二で八王子Bが勝利し、八王子地区本部は二チームとも準決勝に進出した。大宮A(大宮工場)対神奈川Aでは実力が拮抗し、好ゲームが展開され、七対七で決着がつかず、延長戦ではなく無死満塁からスタートの特別ルールが適用され、二対一で神奈川Aチームが勝利をもぎ取った。

宣言が行われ、一日目の熱戦に入った。晴天の八月とあって、コンディション的にはきついものがあったが、比較的風が強くわずかながらも暑さが緩和できた。一回戦一時から第一試合では、開始前に石上委員長の始球式があり、予想を覆すストライク投球となり、球場を沸かせ、試合が始まった。八王子A(八王子地区協)対中央支部が行われ一六対二で八王子Aの圧勝。大井工場対新幹線地本では好ゲームが展開され、中山選手のホームランが効いて三対二で新幹線の逆転サヨナラ勝利。大宮B(電気連合)対神奈川B(横浜線連合)は接戦の末、八対七で神奈川Bの逃げ切り勝ち。

一二時四〇分からの第二試合では、八王子B(豊田車セ)対上野支部(施設連合)が行われ八王子Bが五対四で接戦を制した。神奈川A(中原電区)対新橋B(東京貨物タ)では強豪中原電区が三対二で貫録勝ち。

一四時半からは二回戦が行われ、八王子A対自動車支部の試合では、二九対〇で八王子Aの圧勝。神奈川B対新橋A(東京駅)ではホームランもあって一四対三で新橋A。八王子B対新幹線では、勢いに乗る八王子Bが一三対二で八王子Bが勝利し、八王子地区本部は二チームとも準決勝に進出した。大宮A(大宮工場)対神奈川Aでは実力が拮抗し、好ゲームが展開され、七対七で決着がつかず、延長戦ではなく無死満塁からスタートの特別ルールが適用され、二対一で神奈川Aチームが勝利をもぎ取った。

# 神奈川地区本部・川崎支部 貨物川崎車両所で国労加入 32歳

次回は九月三日に八王子A対神奈川A、八王子B対新橋Aの組み合わせで準決勝が行われ、その後決勝と三位決定戦が行われる。優勝旗を目指した熱い試合を再び期待したい。



## 国労東京野球大会

### 青天の下で快音響く

# 1回戦・2回戦

## 決勝戦は9月3日

# 国労東京

組合員の購読料は組合費に含まれます

荒川区西日暮里2-55-1  
国鉄労組東京地方本部  
発行責任者 石上浩一  
編集責任者 常盤達雄

No.1714 定価 15円

2009年  
9月5日

## 国労加入を 大胆に訴えよう

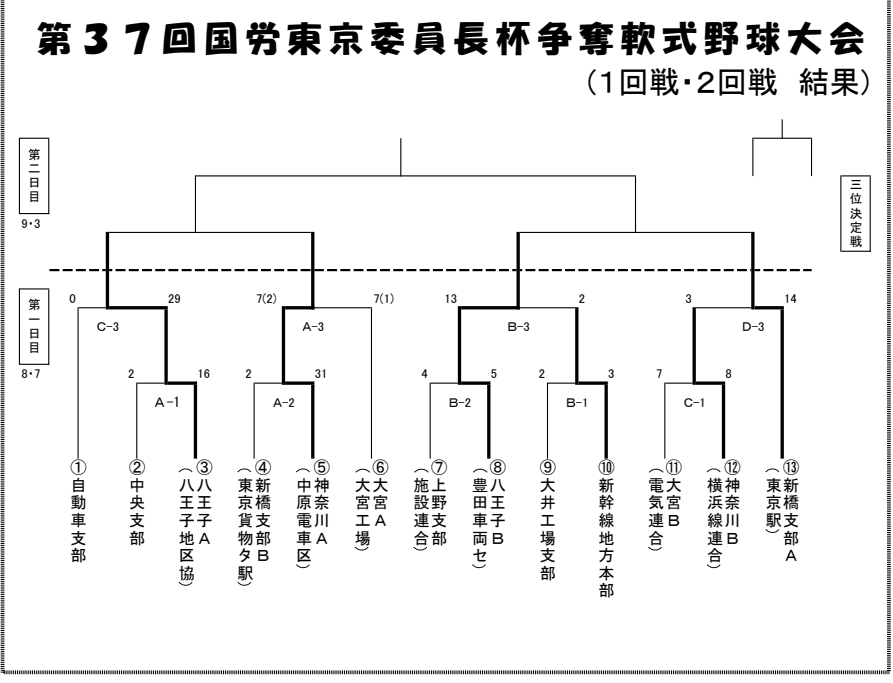
## 鉄関労が バーベキューで交流

八月一日、恒例の鉄関労バーベキュー交流会が、立川の昭和記念公園のバーベキュー広場で開かれた。

鉄構労をはじめとする他単産の仲間や家族が約五〇名が集まり、肉・野菜・焼きそばそして、ビールと焼酎で日頃のストレスをおおいに発散させました。ビンゴゲームも行われ、子供も大人も一喜一憂で真夏の一日を真っ黒になって楽しみました。

## ホームラン賞

- 黒岩重男 (中央・東工所)
- 水越孔智 (八王子・立川車掌区)
- 地口明世 (新橋・新宿駅)
- 松本秀教 (新橋・東京車掌区)
- 中山健一 (新幹線・家族)



この流れに  
続こう!

# 横浜人活訴訟 12月勝利判決へ

## 23年間を返してほしい

国労横浜人活訴訟第一四回裁判の最終弁論が八月六日一一時から横浜地裁一〇一号法廷で行われた。

裁判は、原告の横浜人活訴訟団側から岩村弁護士、福田弁護士の意見陳述と、三人の原告団から意見陳述が行われ結審となり、判決の期日は一月二二日と指定された。

岩村弁護士の意見陳述では、懲戒免職となった五名の事件解決時に、当時の国交省鉄道局長が「本事件が発生したことは誠に遺憾、本人と家族のご労苦を思うと痛恨の思いがする」とコメントしたことや、勝利解決レセプションに当時の鉄道局長が出席し喜びを分かち合ったことを挙げ、「ここに横浜人活事件の特性がある」と指摘し

さらに横浜人活事件に関する民事・刑事すべての事件で被告側主張は否定されていることを挙げ、二〇〇四年二月解決時に運輸機構側と交わした確認書では、「非違行為の存在を認めることができない」と明記され、暴力行為だけでなくそれ以外も存在しないことを確認していると指摘し、その時点で機構側は本件原告三人についても非違行為が存在、停職処分は違法であった効力は有しないと判断すべきだったとし、今こそ裁判所の判決で運輸機構側に解決の判断を迫る時だと主張した。



「裁判所は不公正をただし、一日も早く名誉を回復し仕事をさせてほしい」と裁判所に公正な判決を求めた。

さらに福田弁護士は、JR東海会長の葛西氏が著書の「国鉄改革の真実」の中で、一九八六年一月当時の杉浦国鉄総裁との会談で、本州で定員割れになっても国労排除を何とかしたいと話したことに付いて書いている事実を示し、本事件停職処分の背景となっていると指摘した。

裁判後、弁護士会館に於いて一〇〇名を越す参加者のもとで報告集会が行われ、判決日となった一月二二日までにあらゆる取り組みを行って勝利判決を勝ち取ることに、そして不採用事件全体の勝利解決促進につなげることを参加者全体で確認し合った。

# 組織拡大へ創意工夫を!

## 八王子地区本部交流会



八王子地区本部は、八月一日に八王子労政会館において組織拡大経験交流会を開催した。

開会あいさつでは小山委員長から「職場で国労一人になっても頑張る事は大事だが、仲間を増やして共に頑張る事が重要」などのあいさつがされた。地本宮崎組織部長の来賓あいさつのもと、地区本部増野組織部長より「西国分寺駅連の加入に向けた取り組みの再確認をしよう。会社・他労組を含めて分会のおかれていく状況の把握をし、画一的ではない独自の方法を考えよう」などと提起がされた。続いて東京貨物協議会の鈴木事務長から「貨物職場における国労加入と今後の組織強化・拡大に向けて」と題した講演があり、東京貨物タ分会や梶ヶ谷タ分会の努力の結果国労加入につながった事、

東貨協の取り組みなどが話された。その後各分会から取り組みの報告がされ、

「分会の様々な行事に多くの若手を誘って来てもらっている」「加入に向けた分会独自パンフを作っている」「国労組合員が定時で帰り若手が常に残業している事から、若手が年配者に業務を頼みづらい、といった気持ちがある事をつかみ、頼みやすい(頼まれやすい)職場雰囲気作りを始めた」「話しやすい職場雰囲気作りにつとめ、転勤の国労組合員に若手から餞別が来た」「二〇年間守りに徹してきた組合。なかなか意識が変わらないが、個別には様々に取り組んで交流もある」「人間関係作りを分会として意思統一」などのさまざまな取り組み報告がされた。最後に横森書記長から「東所沢駅での国労加入の教訓は、日常的分会活動・職場活動があったから、

# 大会日程

**国労東日本本部  
第23回定期大会**  
2009年9月  
23日(水) 13時~  
24日(木) 16時  
会場 ラフレさいたま  
(さいたま市中央区)

**国労東京第60回  
定期地方大会**  
2009年10月  
10日(土) 13時~  
11日(日) 16時  
会場 発明会館  
(港区虎ノ門)

「国労に来なよ」と自信をもって呼びかけることができた、と思う。「国労に来て共に頑張ろう!」と呼びかけるためにも、できるところから日常的分会活動を強めよう!」などのまとめがあり、最後に両宮副委員長の団結ガンバローで地区本部の全分会が取り組む決意を固めあった。

**「がん」の生涯保障《アフラックのがん保険 ゴ(フォルテ)》** 保険期間:終身・契約年齢:0歳~80歳  
パリュープランS 2倍

初めて診断確定されたとき 診断給付金	がんの場合 一時金40万円 上皮内新生物の場合 一時金4万円
がんが診断確定されたあと生存しているとき ライフサポート年金(上皮内新生物は対象外)	がん診断後、2年目から5年目まで 1年につき 年金20万円×4年間 *生存している場合 10,000円
入院したとき 入院給付金	1日につき 10,000円
手術したとき 手術給付金	1回につき 20万円
5日以上継続入院後通院したとき 通院給付金	1日につき 10,000円
特定のがん治療で通院したとき 特定がん治療通院給付金(上皮内新生物は対象外)	1日につき 10,000円
先進医療をうけたとき がん先進医療給付金	技術料1回につき(1年間に5回まで、通算支払限度額700万円まで) 下記①~④以外の先進医療 実費/上限50万円 ①固形がんに対する重粒子線治療 実費/上限320万円 ②悪性腫瘍に対する粒子線治療(*1) 実費/上限290万円 ③脊椎腫瘍に対する腫瘍脊椎骨全摘術 (*2) 実費/上限210万円 ④HLA抗原不一致血縁ドナーからのCD 34陽性造血幹細胞移植(*3) 実費/上限130万円
先進医療をうけたとき がん先進医療一時金	1回につき 15万円(1年間に1回まで)
がんが死亡したとき 死亡保険金	10万円

(\*)1)固形がんに係るものに限る。(\*)2)原発性脊髄腫瘍または転移性脊髄腫瘍に係るものに限る。(\*)3)HLA適合ドナーがないために造血幹細胞移植が受けられないがんのみに係るものに限る。先進医療の給付金・一時金のご契約には、限度があります。その他、アフラックの基準により限度額を定めています。

プレミアムサポート※ 訪問面談サポートと専門医紹介(このサービスは、株式会社 法研が提供するサービスです)  
※トータルケアプランS、パリュープランS2倍以上のプランにご契約の場合にご利用いただけます。 AF104-2008-0106 4月18日

◆月払保険料(団体取扱)保険料払込期間:終身  
がん保険フォルテ:パリュープランS 2倍 入院日額1万円

35歳	45歳	55歳	65歳
3,038円	4,222円	5,810円	7,952円

(2008年4月1日現在)  
\*ご健康状態などによっては、お申し込みをお引受けできない場合があります。  
◎詳しくは、パンフレット(契約概要)をご覧ください。

〈引受保険会社〉  
**Aflac** 系列法人第五支社  
〈募集代理店〉  
**アベニール 株式会社**  
電話 03-3437-6810 ファックス 03-3437-6822  
〒105-0004 東京都港区新橋5-15-5 交通ビル3F  
〈取りまとめ先〉  
**(財)国鉄労働会館東京地方部**  
JR電話 054-2548 ファックス 03-3806-9275  
電話 03-3806-9264  
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里2-55-1